

八千代市指定管理公園 リスク分担表

項目	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
書類の誤り	市が作成した書類に関するもの	○	
	指定管理者が作成した書類に関するもの		○
法令等の変更	施設の管理運営に影響を及ぼすもの	○	
	一般的なもの（施設の管理運営に限らず、一般的に適用される法令等の変更）		○
税制の変更	施設の管理運営に影響を及ぼすもの	○	
	消費税（地方消費税を含む）の税率等の変更	○	
	上記以外の広く一般的に適用される税制変更		○
物価の変動	物価の変動によるもの		○※3
金利の変動	金利の変動によるもの		○※3
利用者等 への対応	施設の管理運営に関するもの		○
	上記以外に関するもの	○	
環境問題	施設の管理運営に起因するもの		○
第三者への 賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	上記以外の事由によるもの	○	
債務不履行	市の協定内容の不履行及び市の帰責による業務基準の変更等	○	
	指定管理者の協定内容不履行、事業放棄及び経営破たん		○
事業の変更	市の政策変更によるもの	○	
人件費	労務単価の変動による賃金改定		○
事業の 中止・延期	市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
施設運営	施設の管理上の瑕疵による臨時休園等		○
	施設・設備・備品等の不備又は施設の改修による臨時休園等	○	
施設・設備・ 備品等の損傷	施設の管理上の瑕疵によるもの		○
	施設の構造上の瑕疵によるもの	○	
	経年劣化によるもの（50万円未満）		○ ※1
	経年劣化によるもの（50万円以上）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（50万円未満）		○ ※1
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（50万円以上）	○	

項目	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
不可抗力	不可抗力（風水害、地震、感染症等の拡大、その他市又は指定管理者のいずれの責めに帰すことのできない自然的又は人為的現象）による施設・設備・備品等の損傷、事業の変更、中止、延期	○ ※2	
火災等の リスク	自然災害・放火等の不可抗力によるもの	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
事業終了時	指定期間の終了、又は指定の取消しによる原状回復及び撤収		○
申請費用	指定管理者の指定の申請に係る費用		○
業務の 引継ぎ等	業務の引継ぎ、準備に係る費用		○
資金調達	資金の確保（市からの支払遅延は除く）		○
維持管理、 運営費の増大	市の帰責事由によるもの	○	
	指定管理者の帰責事由によるもの		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況の発生によるもの		○
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪の発生等		○
運営開始 の遅延	市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○

※1 修繕費用の総額が年間550万円を超える場合は、原則として市がリスク負担するが、最終的にどちらが負担するかは市と指定管理者が協議して定める。

※2 原則として市がリスク負担するが、最終的にどちらが負担するかは市と指定管理者が協議して定める。

※3 原則として指定管理者が負担することとするが、予期し得ない不測の事態が生じた場合は別途市と協議することとする。

※4 リスク分担表に定めのないリスクが生じた場合には、市と指定管理者との協議により決定する。